

パシフィック・ビーチ・ホテル争議勝利解決報告

—新たな国際連帯の模索(下)

高須裕彦

一橋大学大学院社会学研究科フェアレィバー研究教育センター

目次

はじめに

一 当事者

二 P B Hにおける組合組織化と争議の経緯

(以上、本誌一七九二号掲載)

(以下、本誌本号掲載)

三 闘いの到達点と課題
おわりに

闘いの年表—日本からの支援を中心に

三 闘いの到達点と課題

1 本争議の争点は何か

本争議の争点は、パシフィック・ビーチ・ホテルの労働者を代表する組合として、I L W Uを承認するか否か、活動家ら三二名の解雇を撤回して、職場復帰させるか否かをめぐるもので

あった。これらの争点は、N L R Bの救済命令と連邦ホノルル地裁の暫定履行命令により、二〇一〇年春に、H T H社は、異議を申し立てつつも履行を強制される。その後、I L W Uにとって重要な争点は、ユニオンシップ条項を含む労働協約を勝ち取れるか否かであった。N L R Bの命令が確定し、H T H社が履行すれば、一年後には、認証取り消し選挙を行なうことが可能である。経営側が巻き返しを行ない、従業員を脅したり利益誘導すれば、組合が過半数の信任を取れない可能性もある。筆者が二〇一二年二月に、I L W Uの役員や当該労働者たちと議論した時に、労働協約を勝ち取れるかどうかがこの争議の帰趨を決定する重大事項であることが伝わってきた。

本争議は組織化の着手から一一年、解雇から五年余の月日を必要としたが、結果として、組合の承認、解雇撤回職場復帰、ユニオンシップ条項を含む労働協約を勝ち取っており、完全勝利と言える解決である。

2 企業組織再編の手法を使った争議勃発と解決

本争議は使用者側が企業組織再編の手法を使った争議である。オーナー会社の直営であったホテルの運営を管理運営会社に委託し、従業員を転籍させる。突如、委託契約を解除して、委託先に転籍させた従業員を再度「採用」する。その過程で、「採用」差別を行ない、中心的活動家たちを解雇して、勃発した争議である。そして、冒頭に記述したとおり直営をやめて、再度委託することによって、ホテルのマネジメントを入れ替えて、争議を解決した。

争議の勃発も解決も企業経営のあり方を大きく変えることで実施されている。従業員にとっては、「解雇」と「採用」が繰り返され、たいへん不安定な立場に立たされる。そこを狙って、H T H社は「採用」差別⇨解雇を行なった。これは少し形態が違っても、分割・民営化により発足した。新会社が採用差別によって、国労などの活動家たちを解雇した国鉄と類似の方法である。ホテルの場合、所有者と管理運営会社が異なる場合が多数あるので、日本でも起こりうる問題である。

3 描いた支援戦略と争議を解決させたポイント

(1) 描いた争議支援戦略と到達点

P B Hの宿泊客の約八割は日本からの送客で

あるので、当初描いた争議支援戦略は、不当労働行為を行ない、労働争議を引き起こしているPBHへの日本からの送客を可能な限り減らし、経済的に締め上げることであった。そのために、私たちの打った手は、①サービスマン連合に対しては、PBHのボイコットができません、旅行会社の現場の組合員にPBHの争議情報を届けること、旅行会社の経営に対して、本争議を知らせることを要請し、②JATAや主要旅行会社へ争議解決を要請すること、さらに、HTH社へ争議解決を要請すること、争議を解決しなければ、送客を減らすこと、取引を停止すること、組織内に争議情報を流し、PBHボイコットを可能な限り実質化することを要請し、④争議紹介ビデオを作り、一般に広く流通させることであつた。

実際に、①について、サービスマン連合は二万枚のビラを印刷して、現場組合員レベルに渡し、HTH社への争議解決要請署名も取り組んだ。②について、JATAは、争議情報を海外旅行委員会へ渡し、二〇一二年五月に、HTH社に争議解決を要請する書簡を送付した。ある旅行会社の現地法人がHTH社に争議解決を要請した。③について、連合や各産別はウェブサイトにニュースに情報を掲載して、本争議を宣伝した。④の争議紹介ビデオは、約九万件のアクセス件数を稼いだ。

このように、この五年間にはほぼ取組み可能な支援をやりきった。これがハワイ現地の闘いと

うまく呼応して、争議の全面解決につながった。ILWUのフジムラ一四二支部財務・書記長は、どれか一つが大きなインパクトになって解決したのではなく、攻め立てたことの積み重ねが、HTH社の経営者を疲れさせ、解決を決断させたのではないかと分析している。そのとおりではないかと思われる。

(2) 日本からの支援体制づくり

筆者がILWUからILWUの日本における連絡先 (ILWU Japan contact person) の委嘱を引き受けたときに危惧したことは、ILWUと相互支援協定を結ぶ全港湾(連合非加盟組織)と連合が同席して支援活動を行なうことができるのだろうかということであつた。そこで、みなさんと相談のうえ、常設の支援組織を作らず、ITF東京事務所や交運労協、IUF・JCCにつなぎ役になっていただきながら、一、二ヵ月に一回、「相談会」を開催して、そこで実質的な支援活動について相談し、各組織で取組みを進めていった。報告集会はITF東京事務所、交運労協、IUF・JCC、連合の四者共催として、参加しやすい枠組みを作った。交運労協傘下の産別組織と全港湾が集会などの動員を実質的に担っていた。

筆者がILWUの日本における連絡先として、日本側の調整と事務局機能、そして、ILWUとの連絡・調整機能を果たした。これらは結果として、うまく機能して、持続的な争議支援キャンペーンを効果的に進めることができた。

なお、オレゴン大学レイバーセンターのレイファーさんのようにアメリカの大学のレイバーセンター(労働研究教育センター)のスタッフが争議や組織化の支援や調整を担当することは当然のことであるが、とくに最近の日本ではあまり例を見ない。大学の労働研究と労働教育を労働運動の実践に活かす意味でたいへん重要なことだ。

(3) JATAと旅行会社

本争議は、ハワイで勃発したが、宿泊客の約八割が日本からの送客であるので、送客を減らしたり、止めたりできる日本の旅行会社が影響力を行使することが争議の勝敗を決することは明らかであつた。

JATAや主要旅行会社に繰り返し要請を行ない、争議の現状について理解していただき、関係者に情報を流すなどしていただいた。しかし、ストライキや抗議行動などで、サービスマン提供できないか、重大な影響を継続的に及ぼしている事態でなければ、送客を止める訳にはいかないという反応であつた。

私たちの主張は、連邦政府機関が、全国労働関係法に違反する不当労働行為を行なったと認定している企業と取引を続けて良いのか、という企業の社会的責任(CSR)を問うものであつた。遅ればせながら、相談会内部でCSR(国連グローバルコンパクトやISO二六〇〇)、多国籍企業ガイドラインなど)に関する学習会を開催し、理論武装しながら、取組みを検

討した。

他方、サービス連合へも積極的に問題提起を行ない、サービス連合はそれを受け止めて、傘下の旅行会社関係の組合員全員へビラを配布するなど情報伝達を中心に取組みを行なった。これらの積み重ねの結果、二〇一二年春にJATAがHTH社へ争議解決要請書を送付したり、日本の旅行会社の現地法人がHTH社へ争議解決を要請する動きにつながった。

(4) NLRBについて

アメリカ労働運動のなかでは、長年にわたり、



労働協約批准投票を行なう組合員たち

「NLRBは機能していない」「何年後に不当労働行為救済命令が出ても職場に運動も組織もなくなっていて意味がない」と議論されてきた。そして、NLRBの枠外「あるいは全国労働関係法(NLRA—米国の労働組合関係法)、すなわち、既存の労働組合制度の枠外」での組織化や争議が拡がっているのも事実である。労働組合の組織化に関しては、組合代表選挙を経ないで、過半数の労働者から授權カードを集めて、使用者に組合を承認させる(カードチェック方式)事例が増えている。あるいは、労働組合ではない「労働者センター」(Worker Center)というNGOによる労働相談活動や労働者の組織化が拡がっている。

しかし、本争議では、むしろNLRBをうまく活用し、救済命令を勝ち取り、命令の履行を強制して被解雇者を復職させ、反撃に転じる。労働者たちはホテル内外に団結の基軸を維持し、粘り強く闘いを続け、勝利を勝ち取った。当該労働者が団結を維持し、地域から支援を受け、当該企業の取引先や顧客に対して影響力を行使できる条件をつくり出せば、NLRBの活用の可能性も拡がるのではなからうか。

(5) 当該労働者たちの不屈の闘いと地域の支援

中心活動家ばかりが狙い打ちで解雇されたが、労働者たちは、使用者の恐怖支配に耐え、ホテル内と外部をつなぎながら、団結を維持し、不屈に闘い抜いた。多くの労働者が勤続年数の長いフィリピン系移民であったことも団結を強め



ビデオ『ハワイに滞在予定のあなた必見です !!!(Part1)』より

た原因であった。彼らはフィリピン系移民コミュニティとの強い絆を持っており、コミュニティからの支援も効果的であった。

解雇から二年四カ月の二〇一〇年春には、NLRBの救済命令の暫定履行命令が出たので、HTH社は被解雇者を復職させ、ILWUと団体交渉をせざるをえない状況に追い込まれた。これがその後の闘いを有利に運んだ。依然として、使用者の恐怖支配は続いていなければならない。労働者たちは団結し、職場で反撃していった。ハワイは民主党が多数派の州である。労働組合を支持する州知事、州議会多数派、ホノルル市長という政治的な枠組みのなかで、本争議は

支援されていた。そして、ハワイ宿泊観光協会
の会長はILWUと友好関係にある前ホノル
市長であり、ハワイ州観光局の会長は教員組合
出身者であった。日本からの訪問団やILWU
の要請に応じて、ハワイ州観光局の会長は日系
旅行会社の現地法人にILWUとの面会を要請
したりしている。さらに、地元キリスト教会の
牧師やハワイ大学の教授などの有識者で構成
される第三者の「調査委員会」がPBHの労使
関係について実態調査を行ない、地域コミュニ
ティが争議の解決策を考え出して、一日も早く
解決することを提言する報告書を発表した。こ
れでは、HTH社が政治的に孤立するのも当然
である。

3 新たな国際連帯の模索

在米企業の労働争議に対する本格的な支援で
は、九〇年代半ばから後半のブリヂストン・
ファイアストーンやホテルニューオオタニの争議、
二〇〇四年のオイスターバー争議に続く日本か
らの争議支援となった。これまでの争議支援と
比較すると、本争議は、支援の期間が長く、日
本から波状的にアクションを繰り返した点で、
画期的な国際的支援運動であったと評価できる。
四一回に及ぶ相談会の開催、六万五〇〇〇筆に
及ぶ争議解決署名、抗議文・争議解決要請書の
波状的な送付、JATAと旅行会社への申し入
れ、二回の訪問団派遣と三回のILWUの代表
団の受け入れなどを継続して取り組んだ。
また、筆者はILWUの日本の連絡先という

役割を引き受けた。これまでの国際連帯活動の
なかでも、アメリカの組合からの委嘱を受けて
活動することは希有な例であろう。内部に立ち
入って、日米の組合の間で連絡のやり取りをす
ることは貴重な経験であった。

当該の顔の見えない海の向こうの争議を、ど
うリアリティを持って支援するか。それにはビ
デオしかない、二〇〇八年五月にホノルルに
向かい、取材をして争議紹介ビデオを制作し、
YouTubeにアップした。『ハワイに滞在予定の
あなた必見です!!』というタイトルが良かった
のか、現在までに九万件ものアクセス件数があ
る。文字どおりハワイ旅行やPBHの利用者に
必見のビデオとなり、効果を上げたのではない
かと思われる。今後も国際連帯にとって映像の
活用は必須である。

このように、本争議支援では、今後の国際的
な争議支援のモデルになりそうな取組みを模索
し、実施した。

おわりに

支援する側にとっても、五年間はないへん長
い期間であった。支援相談会の顔ぶれも所属組
織の役員の交代や人事異動で変わったけれども、
相互の信頼関係をくりながら、持続的、波状
的な取組みを続けた。ILWUは当該労働者た
ちの闘いを基礎に、HTH社を追い込み、当該
労働者たちも日本からの支援に励まされながら
闘い抜いた。その結果、勝利解決し、今後も労

使関係を持続させる労働協約を勝ち取った。本
当にうれしい勝利解決である。読者のみなさん、
ぜひ、ユニオンホテルであるパシフィック・
ビーチ・ホテルをご利用いただきたい。

グローバル化と企業の多国籍企業化が進む今
日、引き続き様々な企業で争議が発生し、国際
的な支援連帯活動が必要となるだろう。本争議
の経験と教訓を活かして、国際連帯活動を進め
たい。労働者の権利の前進のために。

(1) 二〇一二年二月の日本からの訪問団派遣で訪ね
たときに、ILWUの担当役員たちやPBHの活
動家たちと今後の争議戦略について議論した。彼
らは、組合の代表権や復職問題はNLRBの命令
で解決しているので、現在の最大の課題は、ユニ
オンシップ条項を含む労働協約の獲得であると
発言していた。

(2) 二〇一三年四月二四日の聞き取り、四月二六日
の相談会での発言。

(3) 現行法のもとでは、使用者が、従業員の過半数
の授權カードを集めた組合の代表権を承認すれば、
NLRBはその組合を認証する。使用者が拒否す
れば、NLRB管理下の通常の代表選挙を行なう
こととなる。従業員自由選択法 (Employee Free
Choice Act) 案は、組合がカードチェック方式に
よる代表選出を求めた場合は、それを義務づける
法案である。連邦議会に上程されたが、共和党の
反対で成立していない。

(たかす ひろひこ)

闘いの年表—日本からの支援を中心に

二〇〇二年 一月	パシフィック・ビーチ・ホテル (PBH) で組合組織化活動がスタート。
二〇〇五年 八月	全国労働関係局 (NLRB) は、全米港湾労組一四二支部 (ILWU Local 142) をPBHの交渉単位を代表する組合として認証する。
二〇〇七年 一月	HTH社は、PBHの運営をアウトリガーリゾート社 (子会社のPBHマネジメント社) に委託。PBHの労働者は全員同社に移籍。
二〇〇七年 二月 一日	HTH社はPBHの運営の委託を中止し、直営に改め、異籍した労働者を、選別「採用」し、活動家ら三二名を不採用 (不当解雇) とする。
二〇〇七年 二月 初め	ハワイ地域の支援組織「ビーチに正義を」(Justice at the Beach) がPBHのボイコット・キャンペーンを始める
二〇〇八年 一月 二二日	パシフィック・ビーチ・ホテル争議支援のコーディネーターである Gordon Later (オレゴン大学レイバースセンター) より高須裕彦 (一橋大学フェアレイバー研究教育センター) に日本での支援体制づくりに関する協力の要請がくる。以後、高須はILWUの日本における連絡先として、日本からの争議支援の調整や連絡を担当する。
二〇〇八年 二月	ILWUはNLRBに不当労働行為救済を申し立て。
二〇〇八年 二月 一五日	AFL・CIOはPBHのボイコットの支持を決定。
二〇〇八年 二月 二六日	AFL・CIO国際局から連合総合同国際局へ支援要請。
二〇〇八年 三月 一〇日	PBH争議支援第一回相談会 (出席/ITF東京事務所、連合総合同国際局、交運労協、IUF・JCC、全国港湾、
二〇〇八年 三月 一五日	全港湾、ILWUコンタクトパーソン/Labor Now)。
二〇〇八年 三月 二八日	AFL・CIOスウニー会長から連合高木会長へのPBH争議支援の要請FAXを受信。
二〇〇八年 三月 三二日	H競争支援の要請FAXを受信。
二〇〇八年 四月 一〇日	日本旅行業協会 (JATA) へ要請。
二〇〇八年 四月 一四日	PBH争議支援第二回相談会 (第一回目に出席した組織に加え、サービス連合が出席。以後同じ枠組みで相談会を継続)。
二〇〇八年 四月 一七日	IUF・HRCT部会・連帯声明を採択。
二〇〇八年 四月 二二日	ホノルルにてILWU一四二の代表がJATAのハワイ担当副部長と面会 (同日一五日「日本ハワイ観光協議会」が開催され、そこに出席していた)。
二〇〇八年 四月 二二日	有楽町マリオン前で宣伝行動 (ITF東京事務所、交運労協などを中心に) 同日、連合はPBH争議の支援とホテルのボイコットを決定。前後して、全日本交通運輸産業労働組合協議会 (交運労協—ITF・JCC) や国際食品労連日本加盟組合協議会 (IUF・JCC)、サービス連合、全港湾、全国港湾も支援を決定。
二〇〇八年 五月 五日	交運労協ならびに傘下組織からHTH社へ一斉に抗議文を送付。前後して支援を決定した各組織からも抗議文を送付。
二〇〇八年 五月 五日	ILWUから日本の主要旅行会社へFax Newsを送付。
二〇〇八年 五月 五日	ホノルル訪問 (高須・青野—ILWUと争議支援戦略

二〇〇八年	五月一七日	二〇〇八年	五月二日	Sun Life (カナダ・トロントの生保会社、H T H社の不動産に抵当権設定) 株主総会にあわせ、会場の本社前で宣伝行動 (Canadian Labour Congress と Ontario Federation of Labour) と同社へ争議解決への協力を要請。
二〇〇八年	五月一九日	二〇〇九年	五月二日	動産に抵当権設定) 株主総会にあわせ、会場の本社前で宣伝行動 (Canadian Labour Congress と Ontario Federation of Labour) と同社へ争議解決への協力を要請。
二〇〇八年	五月二〇日	二〇〇九年	六月五日	P B H 争議支援第一二回相談会。
二〇〇八年	六月三日	二〇〇九年	七月三日	P B H 争議支援第一三回相談会。
二〇〇八年	七月六日	二〇〇九年	八月二〇日	マニラの Sun Life 支社前で、Trade Union Congress of the Philippines (TUCP) と Federation of Free Workers (F F W) 、Alliance of Independent Hotel and Restaurant Workers Unions (A I H R W U) が宣伝行動を実施。
二〇〇八年	七月七日	二〇〇九年	八月二日	P B H 争議支援第一四回相談会。
二〇〇八年	七月九日	二〇〇九年	八月二日	P B H 争議支援第一五回相談会。
二〇〇八年	七月二五日	二〇〇九年	九月三日	N L R B サンフランシスコ地方支局組合勝利命令を交付。
二〇〇八年	八月二五日	二〇〇九年	九月三日	H T H 社は局委員会へ異議を申し立て。
二〇〇八年	八月二七日	二〇〇九年	十月二日	第三者の「調査委員会」が P B H に関する調査報告書を発表。
二〇〇八年	十月三日	二〇〇九年	十月二日	P B H 争議報告集会 (四五名参加)。
二〇〇八年	十一月二〇日	二〇〇九年	十一月二日	J A T A と J T B に要請。
二〇〇八年	十一月二七日	二〇〇九年	十一月二日	P B H 争議支援第一六回相談会。
二〇〇八年	十二月四日	二〇〇九年	十一月二日	P B H 争議支援第一七回相談会。
二〇〇八年	十二月一日	二〇一〇年	二月二五日	H T H 社宛の F A X 要請を取り組む。
二〇〇八年	二月一五日	二〇一〇年	二月二五日	P B H 争議支援第一八回相談会。
二〇〇九年	二月二日	二〇一〇年	三月	サービス連合は、二万枚のピラを傘下単組の組合員全員に配布。
二〇〇九年	三月三〇日	二〇一〇年	三月二九日	連邦ホノルル地裁は、H T H 社に対して、N L R B の命令が確定するまで履行を強制する命令を出す (五名の復
二〇〇九年	四月三〇日			

二〇一二年 一月 六日	託し、従業員は同社へ全員転籍する」ことを通知。
二〇一二年 一月 二六日	I T F 観光部会総会で支援決議。
二〇一二年 二月 二九日	P B H 支援第三八回相談会。
二〇一三年 一月 九日	Higigate 社と I L W U は労働協約の内容に関して合意 (ユニオンショップ、チェックオフを含む)。
二〇一三年 一月 一〇日	P B H の組合員は労働協約批准投票を行ない、批准を確認。
二〇一三年 一月 一四日	争議の解決発表、ボイコット中止。
二〇一三年 一月 二八日	労働協約を調印。
二〇一三年 二月 一八日	P B H 支援第三九回相談会。
二〇一三年 三月 四日	Pacific Beach Get-Together (争議解決報告集会@ホノルル) 開催。
二〇一三年 三月 七日	連合は中央執行委員会に争議解決を報告し、ボイコットを解除。
二〇一三年 四月 三日	P B H 支援第四〇回相談会。
二〇一三年 四月 二四日	I L W U 代表団来日 [Guy Fujimura (I L W U 一四二支部財務・書記長)、Karl Lindo (I L W U オアフ地区ピジネスエージェンツ)、Kapena Kanapuni (I L W U ・ P B H 交渉単位代表、P B H 労働者)、J A T A、支援組織訪問。
二〇一三年 四月 二六日	P B H 支援第四一回相談会、P B H 争議解決報告集会。

【P B H 争議支援相談会にかかわった人々】(敬称略)

I T F 東京事務所 / 瀧勝次、田口彬登 (前任 / 飯嶋雄二、和田茂、古川栄子、本間純子)

I U F ・ J C C / 中田展宏 (前任 / 見里朝士)

連合総会国際局 / 鈴木宏二、滝沢弘 (前任 / 塩田正行、片山銘人)

サービス連合 / 見世順治 (前任 / 大木哲也、杉崎勇一)

全国港湾 (I T F インスペクター) / 藤木茂

全港湾 / 伊藤彰信、真島勝重 (前任 / 町田正作)

I L W U ジャパン・コンタクト・パートナー (I L W U の日本における連絡先・Labor Now ・一橋大学フェアレイバー

研究教育センター) / 高須裕彦

【映像制作】

・青野恵美子 (Labor Now) 撮影・編集、ビデオ「ハワイに滞在予定のあなた必

見です!!! (Part 1) (四分三五秒) (二〇〇八年六月二九日、約九万件のアクセス

http://youtu.be/aagz04EAXvc)

・青野恵美子 (Labor Now) 撮影・編集、ビデオ「ハワイに滞在予定のあなた必見です!!! (Part 2) (七分五一秒) (二

〇〇九年一月二五日、約一万件のアクセス http://youtu.be/dD-c0a0Trk)

・I L W U 制作、日本語字幕版ビデオ「パシフィック・ビーチ・ホテルに解雇撤回の命令が下る」(七分二四秒) (二〇一二年五月二九日、約二〇〇〇件のアクセス http://youtu.be/Vg_3c5mZfW)

・平野太一 (Labor Now) 撮影・編集、ビデオ「パシフィックビーチホテル一〇年の闘い、そして……」(一〇分三九分) (二〇一二年三月三十一日、約四〇〇〇件のアクセス http://youtu.be/vBkE0S4BU)

(現時点ではいずれも YouTube で視聴できる)

日本語版ボイコットキャンペーン・ウェブサイト http://supportphworkers.blogspot.jp/